

# 【別紙 1】居宅療養管理指導 運営規定（重要事項説明）

## 1 事業者の概要

名 称 ほりごめクリニック  
代表者 院長 堀米 政利  
所 在 東京都八王子市千人町 2-20-2 EIGHT Bldg. Nishihachi II 301  
Tel 042-673-7004 Fax 042-673-7764

## 2 事業所の概要

所 在 上記 1 を参照  
指 定 番 号 1312930451  
サービスの種類 居宅療養管理指導  
提 供 地 域 東京都八王子市

## 3 従業者の勤務態勢

### (1) 医師

常 勤 1 名 24 時間 365 日

非常勤 1 名

### (2) 看護師（准看護師を含む。）

常 勤 1 名 9 時～17 時 30 分

## 4 サービスの内容及び費用

### (1) 概要

居宅療養管理指導とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方に対して、通院が困難な方のご自宅（居宅）を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものをいい、これを提供する。

### (2) サービス内容

従来の医療保険での往診・訪問診療に加えて、下記のことを行う。

- ① 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）へ居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供
- ② 要介護者又はご家族の方へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等
- ③ その他、療養上必要な事項についての指導・助言等

サービス提供時間は、原則として平日 9 時～17 時とし、土曜日・日曜日及び祝日は休診。

### (3) 利用料

#### ①居宅療養管理指導費

介護保険制度において定められた利用料の 1 割～3 割が患者様の負担分。ただし、医療保険で在宅時医学総合管理料を算定している場合は 1 回 299（1 割）円～897（3 割）円、していない場合は 1 回 515（1 割）～1,545（3 割）円（いずれも 1 月に 2 回を上限）。なお、契約期間中、介護保険法等の関係法令の改正により患者様負担金の改定があった場合には、説明の上、改定後の金額を適用する。

#### ② 交通費

実費

## 5 苦情対応

### (1) 概要

提供された居宅療養管理指導サービスに関して苦情がある場合には、事業者、居宅サービス事業者（居宅介護支援事業者・各施設）の居宅介護支援専門員、各区役所又は地域国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。

苦情申し出を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

### (2) 当院の苦情対応窓口

連絡先 医事課 (042-673-7004)

## 6 事故時の対応

居宅療養管理指導サービス提供に際して患者様の体調急変があった場合、ご家族様への連絡、その他適切な措置を迅速に行い、その状況及び措置について記録する。